

特殊肥料の生産と販売の

届出・表示について

1 肥料の定義と生産者の義務

■ 「肥料の品質の確保等に関する法律」で、次のものを「肥料」と定義しています。

- 1 植物の栄養とするため、土地に施用するもの
- 2 植物の栄養とするため、植物の葉などに施用するもの
- 3 植物の栽培に役立つよう、土壌に化学的変化をおこさせるため、土地に施用するもの

■ 肥料は「特殊肥料」と「普通肥料」に分類されます。

特殊肥料とは、「米ぬか」、「堆肥」、「動物の排せつ物」など安全性に問題がなく、農業者がその品質を経験と五感によってある程度判断できる単純な肥料のことです。この肥料は農林水産大臣が指定した肥料であり、生産・販売にあたっては**県知事**への**届出**が必要です。

※**普通肥料**とは、特殊肥料以外の肥料で、国の規格（公定規格）に適合している肥料のことです。

その生産にあたっては農林水産大臣又は県知事の「登録」を受けなければなりません。

詳細は、島根県農林水産部農山漁村振興課へお問い合わせください。

2 各種届出書の提出

特殊肥料を生産・販売し、他者に譲渡する場合は、有償、無償にかかわらず、肥料の品質の確保等に関する法律に基づいて、**県知事へ生産・販売の届出**を行わなければなりません。

なお、生産・販売の届出後に、届け出た事項に変更が生じた場合には**変更の届出**を、一方、生産・販売を廃止した場合は**廃止の届出**を行います。生産・販売の届出、変更の届出、廃止の届出、いずれの届出も肥料の銘柄毎に届出が必要です。ただし、同時に複数の銘柄の肥料について届け出る場合は、届出書は1枚で構いません。銘柄数が多い場合は別紙として一覧表を添付してください。

各届出様式は、島根県ホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/>）の「しごと・産業」→「農林業」→「生産振興」→「肥料の生産・販売」のウェブページで公開しています。インターネットで検索する場合は、キーワードに「島根県肥料の品質の確保等に関する法律」で検索してください。

■提出締切・各種様式番号

	開 始	変 更	廃 止
生産	事業開始1週間前まで 様式第14号(イ)他	変更後2週間以内 様式第14号(ロ)他	廃止後2週間以内 様式第14号(ハ)
販売	販売開始後2週間以内 様式第15号(イ)他	変更後2週間以内 様式第15号(ロ)他	廃止後2週間以内 様式第15号(ハ)

■提 出 先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部農山漁村振興課 肥料担当あて

(TEL: 0852-22-5138(直通) FAX: 0852-22-6043)

3 特殊肥料の届出内容

(1) 新たに生産する場合

■提出するもの (肥料の銘柄毎に①～④各1部、ただし同時に複数の場合①と③は1部)

- ① 特殊肥料生産業者届出書(様式第14号(イ))
※しまね電子申請サービスによる届出の場合は不要
 - ② 生産工程の概要書(様式自由)
 - ・原料の種類、配合割合、生産手順等について詳しく記載すること
 - ③ 届出者の住所、氏名(法人は所在地と名称、代表者氏名)を確認できるもの
 - ・法人の場合は、登記事項証明証若しくはその写し又は定款の写し
 - ・個人の場合は、住民票、運転免許証の写しなど
 - ④ 分析成績書の写し
 - ・「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料(※)」のみ必要
 - ・分析項目は、届け出る肥料の種類によって異なるため、以下の区分に従う
- (※) 混合特殊肥料とは、届出された特殊肥料を原料として配合される肥料のことをいいます。

豚ふんを原料とする場合

【窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素全量(炭素窒素比)、銅全量、亜鉛全量、▲石灰全量】

鶏ふんを原料とする場合

【窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素全量(炭素窒素比)、亜鉛全量、▲石灰全量(採卵鶏は必須)】

豚ふん、鶏ふん以外を原料とする場合(牛ふん等を原料とする場合)

【窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素全量(炭素窒素比)、▲石灰全量】

▲は、石灰を原料として使用している場合のみ、分析が必要です。

≪その他特殊肥料の分析項目については、島根県農業技術センターまでお問い合わせください≫

- ⑤ 肥料の見本 500g程度
 - ・「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」のみ必要
 - ・島根県農業技術センター以外の機関で分析した場合のみ提出すること

■費用

届出の手数料は無料です。なお、分析にかかる費用は、分析機関へお問い合わせください。

(2) 届出事項に変更が生じた場合

■届出が必要な変更内容

- ① 氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 肥料の名称
- ③ 生産する事業場の名称及び所在地
- ④ 保管する施設の所在地

※ただし、次の場合は、変更ではなく新規の取扱いとなるため、「特殊肥料生産事業廃止届出書」と「特殊肥料生産業者届出書」の提出が必要です。

- ① 相続に伴う代表者の変更
- ② 個人から法人へ変更するとき
- ③ 法人の合併が行われたとき
- ④ 営業権譲渡契約による営業譲渡

■提出するもの (①～②各1部)

- ① 特殊肥料生産業者届出事項変更届出書(様式第14号(ロ))
※しまね電子申請サービスによる届出の場合は不要
- ② 変更内容を確認できるもの(「新たに生産する場合」の③と同じ)

(3) 特殊肥料の生産をやめる (廃止する) 場合

■提出するもの (1部)

- ・特殊肥料生産事業廃止届出書 (様式第 14 号(ハ))

※しまね電子申請サービスによる届出の場合は不要

4 肥料販売の届出内容

有償、無償にかかわらず、他者に譲渡する場合は、販売業務開始の届出が必要です。この届出により、あらゆる肥料の販売・譲渡が可能になります。

なお、特殊肥料を生産する者も肥料を他者に販売・譲渡する場合は、販売業務開始の届出が必要です。

また、届け出た事項に**変更**が生じたり、販売・譲渡を**廃止**する場合も届出が必要です。

■提出するもの (各1部)

●販売を**始める**とき

- ① 肥料販売業務開始届出書 (様式第 15 号(イ))
※しまね電子申請サービスによる届出の場合は不要
- ② 届出者の住所、氏名 (法人は所在地と名称、代表者の氏名) を確認できるもの (「新たに生産する場合」の③と同じ)

●販売を**変更**するとき

- ① 肥料販売業務開始届出事項変更届出書 (様式第 15 号(ロ))
※しまね電子申請サービスによる届出の場合は不要
- ② 変更内容を確認できるもの (「新たに生産する場合」の③と同じ)

●販売を**廃止**するとき

- ① 肥料販売業務廃止届出書 (様式第 15 号(ハ))
※しまね電子申請サービスによる届出の場合は不要

5 特殊肥料の表示について

■「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」の場合

「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」については、品質表示の義務があります。下記に留意して、適切な品質表示を行いましょう。

●表示様式

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示			
肥料の名称	〇〇〇〇	※1	※表示様式は、フォントサイズが8.0ポイント以上。ただし、肥料の正味重量が6kg未満の時は、フォントサイズの制限無し。
肥料の種類	堆肥	※2	
届出をした都道府県	島根県	※3	
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇 島根県〇〇市〇〇町〇番地		
正味重量	20キログラム	※4	※1 届け出たとおりの名称を記載する。
生産した年月	令和3年12月	※5	※2 「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料」のいずれかを記載する。
原料	牛ふん、もみがら	※6	※3 届出をした都道府県名を記載
備考：		※7	※4 キログラム単位で記載。同時に容量をリットル単位で併記することも可能。
主成分の含有量等(現物又は乾物当たりの別を記載)			※5 「令和3年12月」、「3.12」、「2021.12」のいずれかの書き方で表示。ここに記載が困難な場合は、「生産した年月」の欄に記載する場所を具体的に表示する。
窒素全量 (%)		※8	※6 原料は一般的な名称を用いて、使用した原料の重量が重い順に記載。
りん酸全量 (%)		※8	
加里全量 (%)		※8	
銅全量 (mg/kg)		※9	
亜鉛全量 (mg/kg)		※10	
石灰全量 (%)		※11	
炭素窒素比 (C/N比)		※12	
水分含有量 (%)		※13	

※7 備考には、以下のうち該当するものを記載する。

- 1 複数の原料を使用した場合：「生産に当たって使用された重量の大きい順である。」
- 2 生産に当たって動物由来たん白質を使用したもののうち、
 - (1) 牛、めん羊又は山羊由来の原料を含まない場合：「この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。」
 - (2) 牛、めん羊又は山羊由来の原料を含む場合又は原料事情等により含む可能性がある場合：「この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用しないでください。」
- 3 腐熟を促進する材料を使用した場合：「腐熟を促進するため〇〇を使用したものである。」
- 4 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取の防止に効果があると認められる材料を使用した場合：「牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために〇〇を〇%使用したものである。」
- 5 粒状化を促進する材料を使用した場合：「粒状化を促進するために〇〇を使用したものである。」
- 6 固結を防止する材料を使用した場合：「固結を防止するために〇〇を使用したものである。」
- 7 浮上を防止する材料を使用した場合：「浮上を防止するために〇〇を使用したものである。」
- 8 悪臭を防止する材料を使用した場合：「悪臭を防止するために〇〇を使用したものである。」

※8 窒素全量、りん酸全量、加里全量については、小数点以下第1位を%で単位で表示。現物当たりの含有量が、0.5%未満の場合は「0.5未満」と表示できる。

※9 銅全量は、整数で表示。豚ふんを使用し、現物1kg当たり300mg以上含有する場合に限り記載する。

※10 亜鉛全量は、整数で表示。豚ふん又は鶏ふんを使用し、現物1kg当たり900mg以上含有する場合に限り記載する。

※11 石灰全量は、小数点以下第1位までを%単位で表示。石灰（炭酸カルシウム等を含む飼料を給与した採鶏卵の糞を含む）を使用し、現物1kg当たり150g以上含有する場合に限り記載する。

※12 炭素窒素比は、整数で表示する。

※13 水分含有量は、小数点以下第1位までを%単位で表示。上記成分の含有量を乾物当たりで表示する場合に限り記載する。

●表示方法は、袋入りの場合、袋の外の見えやすい場所に直接印刷するか、はがれないよう貼付します。バラ売りの場合は、表示様式に記載した書面を販売先や譲渡先へ渡します。

《文字は、背景の色と対照的な色を用い、また、消費者に見やすい書体で記載しましょう》

●主要な成分の含有量等の表示値の誤差の許容範囲

項目	表示単位	誤差の許容範囲
窒素全量	%	表示値が1.5%未満の場合は、プラスマイナス0.3%
りん酸全量	%	表示値が1.5%以上5%未満の場合は、プラスマイナス20% 表示値が5%以上10%未満の場合はプラスマイナス1%
加里全量	%	表示値が10%以上の場合は、表示値のプラスマイナス10%
銅全量	mg/kg	表示値のプラスマイナス30%
亜鉛全量	mg/kg	表示値のプラスマイナス30%
石灰全量	%	表示値のプラスマイナス20%
炭素窒素比	—	表示値のプラスマイナス30%
水分含有量	%	表示値のプラスマイナス20%

■「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」以外の特殊肥料の場合

「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」以外の特殊肥料は、下記に留意して、適切な表示を行いましょう。

特殊肥料	
肥料の種類	○○○○ ※1
肥料の名称	○○○○ ※2
届出を受理した都道府県	島根県 第○○号 ※3
正味重量	20キログラム ※2
生産した年月	令和3年12月 ※4
生産業者の氏名又は名称及び住所	※4
	○○○○
	島根県○○市○○町○番地
※5	

※1 「特殊肥料等を指定する件（昭和25年6月20日農林省告示第177号）」の一で指定された名称を記載する。
 ※2 届け出たとおりの名称を記載する。
 ※3 届出番号は、届出受理書の番号を記載
 ※4 ここに記載が困難な場合は、「生産した年月」の欄に記載する場所を具体的に表示する。

※5 以下のうち該当するものを記載する。

- 生産に当たって動物由来たん白質を使用したもののうち、
 - 牛、めん羊又は山羊由来の原料を含まない場合：「この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。」
 - 牛、めん羊又は山羊由来の原料を含む場合又は原料事情等により含む可能性がある場合：「この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用しないでください。」
- 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取の防止に効果があると認められる材料を使用した場合：「牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために○○を○%使用したものである。」

6 その他

■虚偽の宣伝等の禁止

生産・販売する肥料の表示や、チラシ・ホームページにおいて、肥料の主成分もしくはその含有量、効果、原料または生産の方法について虚偽の宣伝をしたり、誤解の生じるおそれのある名称を用いてはいけません。

■帳簿の備えつけ

●全ての肥料について

生産に当たっては生産する事業場ごとに帳簿を備え、肥料を生産した時は、**生産した年月日、名称及び数量**を記載しなければいけません。

また、肥料を**販売・譲渡**した時は、その**名称、数量、年月日**及び**相手方の氏名又は名称**を記載しなければなりません。

帳簿は**2年間**保管してください。

●「堆肥」と「動物の排せつ物」について

上記に加えて、使用した**原料の種類、名称、使用量**及び**入手先**を記載しなければいけません。ただし、自ら飼養した家畜の排せつ物を原料として使用した肥料については、帳簿を備え付ける必要はありません。

7 特殊肥料についてのQ & A

Q 1 届出なくとも良い場合とは

A 1 ①全て自家消費する場合 ②肥料の原料として他者へ譲渡する場合 ③イベントなどで1回限りの生産・譲渡(販売を含む)の場合です。

Q 2 特殊肥料の生産届出を行いました。届出後は、届出の更新や定期的な報告が必要ですか。

A 2 届出事項(『①住所及び氏名(法人は所在地、名称、代表者氏名)、②肥料の名称、③生産する事業場の名称及び所在地』)に変更が生じた場合及び肥料生産を廃止した場合は、その日から2週間以内に、所定の届出書の提出が必要です。

また、届出者は、毎年、前年中に生産した肥料の種類別の数量を知事へ報告しなければなりません。県から各届出者宛に報告用紙を送付しますので、必ず提出してください。

Q 3 「堆肥」と「動物の排せつ物」の違いは何ですか

A 3 「堆肥」とは、わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物、その他の動植物質の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)を堆積又は攪拌し、腐熟させたものを言います。発酵期間がないものや、乾燥させただけのもの、有機質物以外の原料を混ぜたものは、「堆肥」とは言いません。

「動物の排せつ物」とは、牛、豚、馬、鶏、うずら等の家畜や家さんのふんを集めたもの、又は、これらを天日又は火力乾燥したものをいい、腐熟していない乾燥牛ふんや乾燥鶏ふんなどが該当します。わらやもみがら等を混ぜたものは、「動物の排せつ物」とは言いません。

Q 4 特殊肥料の主要な成分含有量は、時期によって変動するため、正確な表示が困難ですが、どうしたら良いですか

A 4 主要分の含有量の表示については、成分毎に誤差の範囲が定められており、誤差の範囲内であれば、問題ありません。定期的に成分分析を行い、誤差の範囲内であることを確認されると良いでしょう。その場合、表示する成分含有量は、直近の分析値を記載することができます。

問い合わせ先

島根県農林水産部農山漁村振興課 農産振興係
〒690-8501 松江市殿町1番地
(TEL: 0852-22-5138 FAX: 0852-22-5914)
E-mail: hiryou@pref.shimane.lg.jp

県の分析機関

島根県農業技術センター資源環境研究部 土壤環境科
〒693-0035 出雲市芦渡町2440
(TEL: 0853-22-6641 FAX: 0853-21-8380)

【参考資料】

肥料の品質の確保等に関する法律 第22条の2
http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torihou.htm

肥料の品質の確保等に関する法律施行令 第8条
http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torirei.htm

告示 特殊肥料の品質表示基準を定める件
<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/kokuji/12k1163.htm>

肥料の表示の手引き 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)
<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub8.html>